

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
57	下水道局	監督員詰所の施工条件の明示を適切に行うべきもの	足立区柳原二丁目工区(平成25.8.5～平成27.7.16、契約金額:2億9,620万5,600円)は、既設管きよの更新に伴って雨水排除能力の増強を図るため、管きよの新設を行うものである。 ところで、高標準仕様書では、受注者は監督員詰所を設置し事務処理に必要な備品を備えなければならず、局積算基準では監督員詰所の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督員詰所等を考慮して必要な費用を積み上げるものとしている。本工事ではこれらの規定に基づき監督員詰所費用を計上し、設置している。 しかしながら、本工事の契約図書には、監督員詰所の施工条件が明示されていない。このような状況は、監督員詰所の設置期間・規模・備品の有無等が契約上明確でなく適切でない。	局は、平成27年7月10月15日に工事監査フオロアアップ研修を行い、指摘の趣旨を周知した。 平成28年1月8日付事務連絡で、監督員詰所設置の際には、必ず設置条件を特記仕様書に施工条件として明記することとし、記載方法の具体例を示し局全体へ周知した。 建設部では、工事において監督員詰所を設置する際には、必ず設置条件を特記仕様書に明記することについて、平成27年7月15日付事務連絡で各事務所に対して周知した。また、同年7月28日には注大工事・設計課長会で工事・設計主管課長、統括課長(代理)、同年8月11日の設計調整連絡会等へ、各事務所の設計調整担当者へ事務連絡及び指摘事項の内容について周知徹底を図った。 設計を行った東部第二下水道事務所では、設計・工事担当者を集め、指摘の趣旨及び監督員詰所を設置する際に設置条件を明記することを周知徹底した。さらに、局主催の工事監査フオロアアップ研修について所内で情報共有を行い再発防止を図った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
58	下水道局	鉄筋コンクリート製管きよ撤去の施工条件の明示を適切に行うべきもの	志村幹線撤去工事(北区浮間四丁目、工期:平成26.6.23～平成27.3.27、契約金額:3億7,957万6,800円)は、経済産業省用地内に立地する経済産業省管の土地売却に伴い、用地内に残置されている鉄筋コンクリート製管きよの撤去を行うものである。 このうち、管きよ撤去の積算では、撤去した管きよを施工場所から搬出し、搬出先に分離せずにコンクリートにおいて鉄筋とコンクリートに分離処分する費用を計上している。 しかしながら、管きよ撤去状況の工事記録写真について見ると、契約図書に積算の意図を反映させた施工条件が明示されていないため、撤去した管きよを施工場所において、鉄筋とコンクリートに分離し、それぞれを別々に搬出処分している状況が認められた。	局は、平成27年10月15日に設計・監督業務の担当職員に対して工事監査フオロアアップ研修を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。 施設管理課では、平成27年7月2日に工事担当者会を開催し指摘の趣旨、工事変更・施工承諾手続きの徹底や、コンクリート塊処分工の有形・無形などの施工条件の特記仕様書への明確な記載など、適切な設計・工事監督の徹底を周知した。 設計を行った西部第二下水道事務所では、平成27年7月14日の事務所課長会において、指摘内容を周知し、現場施工に必要な施工条件を明示するように確認した。また、同年7月15日のお客さまサービス課係長会において、関係職員に対し周知した。確実に履行するため、設計時のチェックリストに施工条件の項目を追加して、漏れがないように徹底している。
59	下水道局	室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの	多摩川上流水再生センター建築物改良工事(昭島市宮沢町三丁目15番1号、工期:平成26.10.9～平成27.3.12、契約金額:5,536万5,120円)は、劣化した空調設備、照明設備の改良及び建築仕上げの改修を行うものである。 このうち、室外機鉄骨架台の積算について見ると、鉄骨の接合に使用される高力ボルトの数量は、6.888kgとすべきとすべきと、単位を誤って6.888tとして計上されている。このため、積算額約213万円が過大なものとなっている。	局では、平成27年10月15日に工事監査フオロアアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体で再発防止を図った。 設計を行った流域下水道本部技術部では、上記の研修に参加し、その指摘内容、再発防止について施設管理課内で周知徹底した。さらに、平成27年11月5日に流域下水道設計実務者講習会を開催し、指摘内容と再発防止について、技術部内の設計担当者へ周知徹底した。 また再発防止策として、設計書作成時には使用数量や積算単価を十分に確認すると共に、チェック作業についてもベテラン職員と若手職員による組み合わせとして、チェックの視点を変えて違算の防止に努めている。

番号 (団体)	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	下水道局	屋上防水改修工事の養生費等の積算を適正に行うべきもの	小菅水再生センター主ポンプ棟ほか1か所建築物補修工事(葛飾区小菅一丁目2番1号、工期：平成26.9.12～平成27.3.3、契約金額：1,597万3,200円)は、小菅水再生センターの主ポンプ棟及び送配ポンプ室の屋上防水改修を行うものである。ところで、局積算資料によると、屋上防水改修工事における養生・整理清掃後片付け費は、既存防水層を撤去する場合のみ計上することとなっている。しかしながら、本工事では、既存防水層を撤去しない部分があるにもかかわらず、誤って養生・整理清掃後片付け費を計上したため、積算額約178万円が過大なものとなっている。	局では、設計・監業務担当職員に、「工事監査マニュアル」研修を行った。(平成27年10月15日実施) 施設管理部では「施設課長・センター長会」(平成27年7月8日開催)及び「設計担当課長会」(同年11月11日開催)において、指摘内容、再発防止策の周知徹底を図った。さらに部は各所施設設計部門に向け、指摘内容、再発防止策等の周知を図るためキヤンパーンを行った。(同年9月29日から10月5日にかけて実施) 設計を行った東部第二下水道事務所では、設計・積算チェックリストに当該指摘部分に関する項目を追加し、施設設計担当者全員に「積算は常に積算基準類で確認すること」「チェックポイント及び複数の課長(管理)により、チェック体制を強化すること」「追加修正した設計・積算チェックリストを活用すること」(平成27年7月3日実施)を周知した。上記「工事監査マニュアル」研修、「設計担当課長会」の内容について課内で勉強会を開催し周知した。今後とも上記、チェック体制を継続していく。
61	教育庁	汚泥処理の委託を適正に行うべきもの	東京都教職員研修センター設備管理業務委託(文京区本郷一丁目3番3号、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：3,596万4,000円)は、東京都教職員研修センターの建物、建築設備等の維持保全業務を行うものである。ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)によれば、排出事業者が廃棄物の運搬・処分を委託するときは、許可を受けた者にそれぞれ委託しなければならぬことが定められている。しかしながら、本委託の汚水・雑排水槽の清掃で発生した汚泥の廃棄物処理について、排出事業者であるセンターは、本委託でこれらの廃棄物の運搬・処分を行っている。汚泥の廃棄物処理は、本委託とは別に許可を受けた者に委託しなければならない。	都立学校教育部は、平成27年4月3日に開催された会計情報連絡委員会において、関係部署に対し、法令に基づき廃棄物処理委託を適正に行うよう周知した。東京都教職員研修センターは、指摘について平成27年3月17日に開催された教職員研修センター部課長会で報告し、法令に基づき廃棄物処理委託を適正に行うよう注意喚起等を行った。平成27年度の契約は、管理業務委託と別の契約により、廃棄物の運搬・処分を許可を受けた業者に委託した。
【意見・要望事項】				
62	都市整備局	橋面工の問詰めコンクリートの積算方法について	街路築造工事及び下水道管布設工事(25町街-3)(中央区晴海五丁目地先、工期：平成25.9.24～平成26.10.6、契約金額：3億315万4,635円)は、環状第2号線の街路築造及び下水道管布設を行うものである。このうち、橋面工の問詰めコンクリートに敷設される鉄筋金網の積算について見ると、施工費は局積算基準のコンクリート工に含まれるものとしている。しかしながら、本工事の問詰めコンクリートは、コンクリート舗装に準ずるものと考えられ、同基準の鉄筋工では、コンクリート舗装の鉄筋の施工費を別に積算するものと定められていることから、本工事においては、鉄筋金網の施工費を積算するものと考え、橋面工の問詰めコンクリートの積算方法について検討されたい。	局は、検討の結果、局基準のコンクリート工・鉄筋工がコンクリート舗装を適用外としていると判断した。このため、コンクリート舗装においては、国土交通省の基準(土木工事標準積算基準書)におけるコンクリート舗装の積算を準用することとし、これについて、平成27年11月20日に開催した市街地整備事業執行・安全管理委員会関係各事務所への周知を行った。設計を行った第一市街地整備事務所では、本件について、平成27年7月22日の事務所課長会で周知した。

[平成27年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
63	総務局 (公益財団 法人東京都 島しょ振興 公社)	売上金額 の確認を通 じに行うべ きもの	<p>公社は、島しょ特産品の販売販売や島しょの食材を活用したレストランをアゼテックタヨツプ「東京愛らんど」として、竹芝客船ターミナル内で民間業者者に運営させ、売上金額の一部(平成25年度:25,227,000円、平成26年度:39,917,000円)を公社に納付させている。</p> <p>ところで、運営業者者に売上金額の一部を請求している書類を確認したところ、平成26年度分は、運営業者者からの売上金額の報告書には売上金額の合計が記載されているものの、その売上金額を証明できる書類の添付がなく、また、公社も運営業者者に対し、売上金額を証明できる書類の提出を求めたが、正確な売上金額の確認をしていなかった。公社は、運営する業者者に売上金額の一部を請求するに当たり、正確な売上金額の確認をしていないのは適切ではない。</p>	<p>平成27年度分から以下のとおり対応している。</p> <p>(1) 運営業者者において、店舗の日報等を基に売上高を確定した後、本社部局から社印入りの売上報告書及びその基礎となる日報を提出させる。</p> <p>(2) 公社の担当者には、売上報告書と日報の突合作業を実施する。併せて、副担当者による確認も必ず行う。</p> <p>(3) 売上還元金等の決議原議には、売上報告書と日報が突合したことが分かるよう、売上報告書及び日報の両方を添付し、公社の会計担当者と及び決裁者も両方の金額が突合していることを確認の上、額の決定及び請求を行う。</p>
64	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	研究費の 適正な取扱 いについて 徹底すべき もの	<p>法人は、「研究費の取扱いについて」(以下「取扱い」という。)において、研究費の執行に際しては、法人クレジットカード以外クレジットカードの使用は、原則認めていない。</p> <p>ところで、システムデザイン学部における、平成26年度の研究費の執行について見ると、以下のとおり、取扱いに照らして適正でない状況が認められた。</p> <p>① 学会参加を目的とする旅費の支出について、正当な理由がなく個人のクレジットカードを使用している事例があった。</p> <p>② 国際会議の参加費の支出について、正当な理由がなく個人のクレジットカードを使用している事例があった。</p>	<p>平成28年2月15日に経理の適正化に向けた理事長名による通知を発出するとともに、全教職員に指摘内容と是正すべき点について文書により改めて周知し、徹底を図った。</p>
65	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	契約事務 を適正に行 うべきもの	<p>法人は、「契約事務の手引き2015」において、単価契約の締結に当たり留意する点として、次のことを挙げている。</p> <p>① 最終的な契約金額が不確定なため、予算を超えて執行することがないよう、あらかじめ推定総金額(単価×予定数量)を定めること。</p> <p>② 予定数量は単価算出の重要な条件となるので、可能な限り正確に行うこと。</p> <p>③ 予定数量の超過が見込まれる場合は、原則として当該契約を解除し、別途新たな契約を締結すること。契約変更では対応しないこと。</p> <p>ところで、研究費獲得から産学連携までの総合的な研究支援活動を推進することを目的とするUR A室では、単価契約による人材派遣契約を「J」と締結(推定総金額:317万3401円、契約期間:平成26.4.1～平成27.3.31)している。</p> <p>この契約で発注している人材派遣業務を調査したところ、年度途中に派遣契約の予定数量を超過していることが認められた。</p> <p>法人は、契約事務を適正に行われた。</p>	<p>平成27年12月9日の課内係長及び各係の打ち合わせで適切にリソース積算を行うことを確認し、平成28年2月16日付「平成27年度財政援助団体等監査の指摘について」により月額リソース料の適切な積算方法を課内に注意喚起した。なお、法人では「契約事務の手引き」の「リソース積算について」わかりやすい記載内容にし、積算方法を記載するとともに、平成28年度当初の契約事務説明会において周知徹底を図った。</p>
66	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	リース契 約に係る積 算を適切に 行うべきもの	<p>健康福祉学部は、「診断用CT搭載型SP-EC1装置賃借(長期継続契約)J」(契約期間:平成26.9.1～平成34.8.31、契約金額:1億1,363万3,280円)を、フアイナンスリースに機器の保守を合わせた契約(メンテナンスリース契約)として締結している。</p> <p>一般に、メンテナンスリース契約に係る月額リース料の積算方法は、リース物件価格にリース料率を乗じて算出することとされている。</p> <p>ところで、本件契約の契約用途額の積算について見たところ、月額リース料のみを記載していたことが認められた。</p> <p>法人は、リース契約に係る積算を適切に行われた。</p>	<p>平成27年12月9日の課内係長及び各係の打ち合わせで適切にリソース積算を行うことを確認し、平成28年2月16日付「平成27年度財政援助団体等監査の指摘について」により月額リソース料の適切な積算方法を課内に注意喚起した。なお、法人では「契約事務の手引き」の「リソース積算について」わかりやすい記載内容にし、積算方法を記載するとともに、平成28年度当初の契約事務説明会において周知徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	資産の適正に 行うべきもの	法人は、公立大学法人首都大学東京会計規則(平成17年度法人規則第44号)第6章に基づき、固定資産の適正かつ効率的な運用を図るため、公立大学法人首都大学東京固定資産管理規程(平成17年度法人規程第25号。以下「規程」という。)を定めるとともに、規程第2条に基づき公立大学法人首都大学東京学術資料管理規程(平成17年度法人規程第20号)を定めている。 ところで、首都大学東京における資産の管理状況について見たところ、複数の部局で、資産の登録・除去漏れなど、適正でない状況が認められた。 規程第25条によれば、法人は、有形固定資産について、毎事業年度末に現品管理状況の適否及び帳簿記録の成否を其他に確認し、実際の確認において認められた差異について、原因の調査、再発防止策を講じるよう努めなければならないこととされている。 法人は、この規定の趣旨を踏まえ、資産の管理を適正に行わねばならない。	指摘に係る各部局では、資産の適正な処理(登録・除却等の適年修正)を行った。また、各執行部門の資産担当者に対し、年度当初の資産管理の適正な処理の徹底を図り、固定資産及び少額資産の事務処理マニュアルの理解の徹底を図る。さらに、再発防止策として除却漏れが発生しないよう、新たに財務会計システムとの照合チェックを行う仕組みを構築し、併せて照合できない少額資産については、毎年度実施する自己監査において、登録状況を重点的に確認していくこととした。
68	生活文化局 (学校法人 小泉学園)	私立学校 経常費補助 金を返還す べきもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、本務教員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。 本務教員としての要件は、補助の対象となる私立学校に正規の教員として雇用され、当該種類の免許状を有すること等である。 学校法人小泉学園の東京いすみ幼稚園の補助対象経費となる本務教員について、幼稚園教師としての教員免許状を確認したところ、平成25年度及び平成26年度において、1名の教員が、免許状の有効期間を更新していなかった。 このため、補助金が平成25年度は54万3,200円、平成26年度は55万1,700円、過大に交付されている。	当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係る願末書が提出され、平成27年11月9日に過大交付分の補助金の返還を要請し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。
69	生活文化局 (学校法人 暁星学園)	国際化推 進補助に係 る補助金の 返還を求め るべきもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、海外に在留していた児童又は生徒(引き続き1年を超える期間の在留)帰国後3年以上の者に限る。)の受入れを行った私立高等専門学校等に対し、私立学校経常費補助金の特別補助として、1人当たり9万円の国際化推進補助を行っている。 ところで、学校法人暁星学園の暁星中学校における補助金の交付状況を見たところ、平成25年5月1日を基準に補助対象とした10名のうち1名については、帰国後3年を超えていることが認められた。 このため、補助金9万円が過大に交付されている。	当該学校法人から補助金の返還及び事務の改善に係る願末書が提出され、平成27年11月9日に過大交付分の補助金の返還を要請した。 また、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書に基づき指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	生活文化局 (学校法 人90団 体)	学校法人 からの補助 金交付申請 に対する審 査を適切に 行うべきもの	局は、「授業料減免補助」により学校が実際に減免した授業料の一部を補助している。補助額は、家計状況による補助は減免額の3分の2、家計急変による補助は減免額の5分の4となっている。 この授業料減免補助について、平成26年度における学校法人Aの高等学校(以下「学校」という。)の補助内容を見たところ、学校A、生徒1名について、保護者の破産を理由とした家計急変による授業料減免を行ったとして補助申請を行い、それを証する資料として地方裁判所による破産手続開始決定書その他を提出したものの、局からは家計急変による補助と認められず、家計状況による補助を受けなかった。 破産制度においては、平成17年から新しい破産法が施行されたことに伴い、破産宣告書がなくなり、それに相当するものとして破産手続開始決定書があるが、局はそのことを認識していなかった。 本件においては、学校が提出した審査書類に不備はなく、収入状況その他の提出資料と合わせて家計急変の要件を満たしていたものと認められる。	補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書に基づき指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。 また、平成28年度から、担当時間数及び職務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があることとされている。 しかしながら、このことほどにも規定されておらず、これにより補助金額算定の根拠となる評価対象除外教員を決定していることは適正でない。
71	生活文化局 (学校法 人90団 体)	本務教員 を評価対象 除外とする 事由を定め るべきもの	局が交付する経常費補助金の一般補助額は、学級数、教職員数などの基礎数値に単価を乗じた額に、局が複数の評価項目により学校を評価し算出する評価係数を乗じることにより算定している。 評価係数を算出するための評価項目の中には、評価対象教員1人当たりの生徒数がある。この項目では、評価対象教員1人当たりの生徒数が評価基準を超えている場合に評価係数を減らすこととなっている。 評価対象教員は、本務教員の数から評価対象除外とされる教員の数を差し引いて算出される。評価対象除外となる教員は、本務教員のうち、休職者(育児休業を含む)、出産休暇者、結婚休暇者、留学者のいずれかに該当する者であるとしている。 この評価対象除外教員について見たところ、学校法人Bの中学校において、これらの事由に該当しない教員について評価対象除外としている事例が認められた。局は確認したところ、これらの事由に該当しない教員についても、担当授業時間数及び教務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があるとしている。 しかしながら、このことほどにも規定されておらず、これにより補助金額算定の根拠となる評価対象除外教員を決定していることは適正でない。	補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、平成28年1月28日に所管部署内で監査報告書に基づき指摘内容を周知徹底し、審査の適正化を図るため対応の再確認を行った。 また、平成28年度から、担当時間数及び職務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があることとされている。 また、平成28年度から、担当時間数及び職務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があることとされている。 また、平成28年度から、担当時間数及び職務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があることとされている。 また、平成28年度から、担当時間数及び職務以外の職務の従事状況等により、評価対象除外となる場合があることとされている。

番号	対象局 (団体)	事項	講じた措置の 概要
72	生活文化局 (隅田川花 火大会実行 委員会)	要綱とお り、検査を 行い、検査 証の交付を 行うべきも の	<p>実行委員会では、隅田川花火大会実施に伴う予算の編成及び執行について、「隅田川花火大会実行委員会予算会計事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)を定めており、台東区及び墨田区の事務局では、この要綱に基づき事務を執行している。</p> <p>要綱では、実行委員会の事業専決区分300万円以上の物品購入、業務委託、借上等の契約においては契約書を作成し、完了後、契約課長が検査し、検査証を交付しなければならぬとしている。</p> <p>ところで、台東区に設置された実行委員会事務局の行った業務委託契約2件について、支出命令書の履行確認欄に押印された決裁がなされていることは確認できたものの、検査証が認められず、また、検査をしていることが確認できなかったことは、適正ではない。</p>
73	オリオンビ ック・パ ラリ ン ビ ック 準 備 局 (公益社団 体法人東 京都 障害者ス ポーツ協 会)	指定管理 業務の事業 報告を適正 に行うべき もの	<p>協会は、基本協定に基づき、指定管理者として障害者総合スポーツセンター及び多摩障害者スポーツセンターを管理運営しており、基本協定第13条では、事業年度が終了した後、局に対して、管理運営事業の実施状況、収支の状況、工事・修繕の実績等を事業報告書により報告することとしている。</p> <p>そこで、事業報告書について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。</p> <p>① 協会は、決算書に計上している指定管理に要した費用のうち、指定管理料の金額を上回っている額を事業報告書に記載していない。</p> <p>また、指定管理に係る協会の収益は、都からの受託収益(指定管理料)の他に寄附金及び雑収益があるが、局が定めている事業報告書の様式には収益を記載する欄がなく、協会は収益を報告していない。</p> <p>② 協会は、平成25年度に指定管理料の金額を上回って実施した5件の修繕工事について、工事件名・内容・金額を事業報告書に記載していない。</p> <p>また、局は、このうち事前協議が必要な3件の修繕を承認しているが、それらが事業報告書に記載されていないことを看過している。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	講じた措置の 概要
74	オリオンビ ック・パ ラリ ン ビ ック 準 備 局 (公益社団 体法人東 京都 障害者ス ポーツ協 会)	修繕対象 を確認して 工事を 行うべき もの	<p>協会は、障害者総合スポーツセンターを指定管理しており、基本協定第6条では、施設の小規模な修繕は協会が、大規模な修繕は局が行うこととしている。これに基づき、予定工事額が50万円以上の補修について、協会が局に事前協議し、承認を得た上で工事を行うことを両方で取り決めている。</p> <p>ところで、協会は、平成25年度に、局に事前協議の上、「12階男子トイレ排気ファン修理工事」により、換気設備の一部である排気ファン1点の交換を行った。しかし、その後、局は、平成26年度に、「東京都障害者総合スポーツセンター(26)換気設備改修工事」において、協会が交換した排気ファンを同程度の性能のものに換えて交換していることが認められた。</p> <p>その結果、83万4,164円(監査事務局試算)が不経済支出となっている。</p>
75	オリオンビ ック・パ ラリ ン ビ ック 準 備 局 (公益社団 体法人東 京都 障害者ス ポーツ協 会)	宿泊室使 用料を預り 金として経 理すべき もの	<p>局は、障害者総合スポーツセンターに6室(定員24人)、多摩障害者スポーツセンターに6室(定員22人)の宿泊施設を設け、使用料を障害者及びその介護者が1人1泊当たり1,500円、その他の者を2,000円と定めている。</p> <p>宿泊室使用料の徴収事務については、局は、基本協定第17条により、両センターの指定管理者である協会に委託している。</p> <p>各センターは、宿泊室使用料の徴収に当たり、利用者への納入の通知を口頭で行い、税外収入徴収簿の作成を省略することとされており、領収書を発行し、宿泊料金徴収実績日報により調定及び現金の管理を行っている。各センターは利用者から徴収した宿泊室使用料を、都に納付している。</p> <p>ところで、企業会計基準においては、一時的に預かった金銭で、後日返金するか、第三者に支払う金銭は預り金として経理することとされているが、協会は宿泊室使用料を預り金として経理しておらず適正でない。</p>

平成28年1月分の宿泊料から宿泊室使用料を預り金として経理処理を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
76	オリゾンビック・パブリックサービスセンター準備局 (公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	障害者スポーツ用具の購入・管理に係る事務を適正に行うべきもの	局は、協会が行う障害者スポーツの活動の場の開拓や障害者スポーツ指導員の派遣と、これらの事業を実施するために必要な障害者スポーツ用具の購入、保守及び貸与に係る経費を補助しており、「東京都障害者スポーツ地域開拓推進事業に係る補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)により、事業の実施に必要な用具として、20種の競技のために55種類791個の用具を備えることとしている。 この貸与事業について、次のとおり適正でない事例が見受けられた。 ① 協会は、貸与用具を障害者総合スポーツセンター及び多摩障害者スポーツセンターに分散して保管しており、いずれのスポーツセンターにも返却できることとなつてはいるが、用具の保管場所、数量等を正確に把握しておらず、適切でない。 ② 協会は、平成26年度の要綱では「エテポールラウンダ90」を購入することとされていたが、この製品が生産終了のため、「ラウンダーゴルフセット」2セットを購入している。しかしながら、協会は、局に文書による変更申請を行っていない。 ③ 局は、貸与実績は協会に報告しているものの、購入及び保守については実績報告を行っておらず、適切でない。	以下のとおり、改善を図つた。 協会は、用具の管理台帳を新たに作成し、用具保管場所、数量等について適正な管理を行う。 ② 協会は、購入用具に変更を生じた場合、購入前に文書により局に申請する。 ③ 局は、協会が②の申請を行うよう指導するとともに、実績報告の様式を変更し、用具の購入及び保守について協会から報告させる。
77	オリゾンビック・パブリックサービスセンター準備局 (公益社団法人東京都障害者スポーツ協会)	契約事務及び経理事務を適正に行うべきもの	協会は、障害者スポーツ事業の実施促進マニュアルとして、障害者スポーツプログラムの作成している。 協会は、障害者スポーツ事業の契約促進マニュアルとして、「取組事例集」を作成している。 協会の財務会計規程第65条では、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとしているが、取組事例集を作成しておらず、請求書のみで取組事例集の作成代金45万6千8百58円を支払った。 また、局は、取組事例集の作成に係る分担金の支出について、事業終了後、分担金の精算額の検査を行っているが、この際に契約書が作成されていないことを看過している。	協会は、平成28年1月4日付け依命通達で、協会の規定に基づき契約書を作成する案件(300万円以上)について、各課の管理監督者を通じて職員に契約事務処理について周知徹底した。 局は、平成28年2月15日付事務連絡で、協会への管理指導を徹底するとともに、その契約事務及び経理事務が適正に行われているか、検査を徹底する。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
78	オリゾンビック・パブリックサービスセンター準備局 (一般財団法人東京マラソン財団)	決算報告書の作成に当たり計数の確認を適切に行うべきもの	平成25年度及び平成26年度の決算報告書における計数を検証したところ、以下の問題点が認められた。 (ア) 貸借対照表と損益計算書とを照合したところ、繰延資産及び未収金について、平成25年度の期末残高と平成26年度の期首金額とが不一致となつていて、支出について、支出科目であるにもかかわらず「インテグレーション」142万5千142円計上されていた。 (イ) 都からの派遣職員について、賞与引当金を計上すべきであるところ、平成25年度において計上してはいなかった。 このように誤った決算報告書が作成された原因は、照合不足等によるものであり、適切でない。 財団は、決算報告書の作成に当たっては、計数の確認等を適切に行われた。	次の3点について改善を行うとともに、今後は複数職員での確認を徹底する。 (ア) 平成25年度決算書作成の際、転記を誤つたものであり、平成26年度決算書ではシステムからの打ち出しにより、正しい金額の決算書を作成した。 (イ) 会計システムの設定が誤つていたことにより「インテグレーション」が計上されたものであり、設定を正しく修正した。また、今後は打ち出した決算書の確認も適切に行う。 (ク) 現在は財団で賞与の支給は行われていないが、今後賞与が支給されることとなった場合は、賞与引当金の計上を行う。
79	オリゾンビック・パブリックサービスセンター準備局 (一般財団法人東京マラソン財団)	売上金額の確認を適切に行うべきもの	財団は、貸ロツカ一等のラウンダーサポート施設「JOGSPORT有明」及び公式クラブ「ONE TOKYO」の会費等の徴収について、「ONE TOKYO運営・運用管理業務委託契約」によりAに委託している。 このところ、「JOGSPORT有明」の売上上げについて見たところ、「ONE TOKYO」の有料会員と無料会員とでは、「JOGSPORT有明」のラウンダーサポート用と「A」のラウンダーサポート用(月会費、その都度利用料金の2種)が異なつていて、支払手段として、現金払い、クレジット払い等が可能だが、クレジット会社等が徴収するため、会員種別、利用ラウンダーサポート用と、売上金額が把握できないと、売上金額が適正かどうか確認できない。しかしながら、財団は、平成25年度は、会員別等の区分のある実績報告の提出を求められておらず、また、平成26年度は、実績報告の提出を受けているものの、実績を証する書類の提出を求められておらず内容を確認していない。	平成27年10月より、Aからの会員種別ごとの売上報告書、決済代行会社からの売上件数及び取扱荷の報告書並びに会員情報システム会社からの取扱件数報告書の3社の報告書の照合により、売上金額の適切な確認を行っている。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
80	都市整備局 (首都高速道路株式会社)	適切に契約単価変更の手続を行い受託者と書面を取り交わすべきもの	会社は、「小松川地区用地保全工事」(工期：平成25.5.8.21～平成26.2.16、変更工期：平成25.8.21～平成26.9.30、支払金額：885万8,443円)を単価契約により締結している。当該契約について見たところ、契約書に定められた単価以外で実施されている内容があるところで、当該契約における単価の変更方法等については、契約書で、単価表に記載のない項目が生じた場合や単価表によることが不相当な場合は、発注者と受託者とが協議して契約単価の変更を行うものとしている。しかしながら、会社には、この契約条件に開する手続を確認できる正式な書類がなく、また新しく追加した単価について受託者と書面を取り交わしていない。このため、当該契約においては、受託者への支払金額の算出根拠でもある正式な単価表が存在しない状況となっている。	本社では、招標の趣旨である契約当初に定められた単価を追加する場合に適切に契約変更を行うことについて、①平成27年11月18日に関係各課へ通知文の周知を、②平成27年11月7日までの間に部局関係者に対して直接、説明を実施し、再発防止に向けた取組を行った。また、平成27年12月4日に開催した用地(実地編)研修においても周知徹底を。今後と同様に継続的な再発防止の指導を行い、適正な業務遂行に向けて取組んでいく。
81	都市整備局 (首都高速道路株式会社)	工事の契約を適切に行うべきもの	会社は、首都高速道路に関する建物等について、年間を通じて維持修繕等を行うため、「(費用)管理用建物維持修繕費25」(補修対象：高速道路全線、変更後工期：平成25.7.1～平成26.8.31、支払金額：3億9,893万5,833円)を単価契約により締結している。このうち、管理用建物修繕費指示25-1-8(工期：平成25.10.1～平成26.6.30、金額：8,078万7,306円)についてみると、消費税率変更に係るETCの作動試験を行うとして、ETC実験場及び事務所棟の新築工事(以下「ETC実験場建設工事」という。)を指示している。ところで、会社の契約規則(実施準則(以下「準則」という。))では、年間を通じて行う維持修繕等に係る工事、点検、物品の調達及び機器類の保守等で、数量が契約締結時点で不確定な場合は、単価契約を締結することができると定めている。しかしながら、ETC実験場建設工事は、維持修繕等に係る工事ではなく新築工事であり、かつ、事前に設計が完了していることから施工数量及び予定工事費が確定しているため、単価契約による指示は準則に従っておらず適切でない。	会社は指撥の趣旨を踏まえ、数量が確定した工事は、総師契約により手続を行うことを原則とし準則に従って工事契約を適切に行うことを、平成27年11月11日から同年12月7日までの間に計6回に渡って開催した建築業務連絡会等の会議により工事担当局の発注担当課及び全社の建築系社員に周知徹底した。さらに、工事契約の適正な実施に関する文書を、平成27年12月18日に本社から工事担当局に發出するとともに、同年12月24日に工事担当局の課長級を招集し、対策の徹底を指示した。今後も同様に発注担当課が集まる機会をとらえて周知していく。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
82	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	不適正使用者への継続的な指導・是正が確実に行われるよう、報告内容を適切に把握・検証すべきもの	会社は、「不適正使用者に対する調査、是正指導の処理手引(平成21年3月27日20の都指指第1397号)」(以下「手引」という。)及び要綱等により、都営住宅等の不適正使用者に対する調査、指導及び是正を行っている。窓口センターでは、所管する団地をグループ分けし、月に1回、巡回管理人(窓口センターに所属する公社職員)は、巡回の結果について、「不適正確認・指導票」(以下「指導票」という。)に不適正の有無、指導内容を記載されたものを「指導完了、指導を継続するものは「継続指導」等と記載し、窓口センター所長の確認を得ることとしている。そこで、各窓口センターの指導票を確認したところ、亀戸窓口センター及び町田窓口センターで、「継続指導」とされた不適正事例の一部について、初回以降に報告された指導票には、指導結果に関する記載がなく、不適正事例はないとの報告がされていた。しかしながら、監査で現地を確認したところ、一部は正されていない状況であった。これは、報告された指導票の内容について、組織として十分な把握、検証が行われていないことによるものであり、適切でない。	本社所管課長は、平成27年11月18日付通知文書により、各窓口センター所長及び都営相談係長に対し、団地点検において把握した不適正案件については、次回以降の点検の際に前回の指導結果の確認を行い、必ず指導票に記載する旨の周知徹底を図った。また、平成27年12月14日に開催した都営相談係長会においても、同様の説明、指示をした。さらに、平成28年1月14日付通知文書により、各窓口センター所長及び都営相談係長に対し、巡回管理人が当月分の指導票を提出する際は、必ず前月分の指導票の写しも添付させる旨指示した。今後も、都営相談係長会を通じて継続的な注意喚起を行うとともに、社内監査を実施し、履行状況の確認を行う。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
83	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	巡回点検業務日報の確認を適時適切に行うべきもの	<p>公社は、公社一般賃貸住宅、都民住宅等管理団地内における樹木の剪定や枯損木伐採等を迅速に対応することを目的として、「小口・緊急修繕工事店契約」を各工事店と契約し、樹木剪定等業務を行わせている。</p> <p>樹木剪定等業務の一つである巡回点検業務について、受託者は、各団地における定期巡回点検等を実施後、点検結果の記録を巡回点検業務日報により、速やかに各窓口センサーにて提出することとなっている。</p> <p>ところで、大井町窓口センサー及び小平窓口センサーで巡回点検業務日報を確認したところ、以下の通りでない事例が認められた。</p> <p>① 巡回点検業務日報は、実施後速やかに提出することとなっているにもかかわらず、指示期間終了間際に一括で受領している。</p> <p>② 同じ受託者が担当している異なる住宅において、点検者は同一人物でありながら、巡回年月日、巡回時間等が年間を通して全く同じ記載になっているにもかかわらず、実施上の矛盾に気がつかないまま受領している。</p> <p>これらは、受託者から提出される巡回点検業務日報が、実質的に実施回数を確認するための証拠書類という位置付けになってしまっていることによるものである。</p> <p>しかしながら、巡回点検業務は、住宅敷地内において、植栽の生育状況を点検・確認し、安全かつ良好な居住環境を確保することともに、年間作業計画等に基づく各種作業の進捗状況等を把握するためのものであり、公社はその履行を適時適切に確認する必要がある。</p>	<p>①について、大井町窓口センサー所長は、所内会議等で関係職員に対し注意喚起した。また、平成27年12月11日に工事店会議を開催し、委託造園業者に対し、点検後の速やかな日報の提出、適切な記載を求めた内容の文書により指導を行った。</p> <p>②について、小平窓口センサー所長は、所内会議等で関係職員に対し注意喚起した。また、各工事店との面談等を通じ、点検後の速やかな日報の提出、適切な記載を求めた内容の文書により指導を行った。さらに、平成28年1月27日に開催した工事店会議において、あらためて同様の説明、指導を行った。</p> <p>本社所管部署は、平成28年1月15日に窓口センサー所長を対面して業務日報の提出について、業務日報様式の見直しを周知徹底した。</p> <p>また、平成28年1月22日に全造園業者を対象とした工事店会議を開催し、業務日報様式の見直しや巡回点検終了後速やかに日報を提出することなどを周知した。</p> <p>上記を踏まえ、新しい業務日報による適切な記載、速やかな報告を受け、適切な履行確認を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
84	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	指定管理者への都営住宅管理総合システム貸与の管理を適切に行うべきもの	<p>局は、公社と「都営住宅等の管理に係る基本協定」(以下「協定」という。)を締結し、協定第36条により、局の保有する「都営住宅管理総合システム」(以下「システム」という。)の使用を承諾し、貸与しているシステム端末一覧は「都営住宅等指定管理業務仕様書」により表示されている。さらに、公社がこれら貸与品の使用及び移動を行う場合は、都の承諾を得ることと同条第3項に定められている。また、協定第37条において、システムのオンライン端末の使用は、都から使用許可を受けた公社職員及び再委託先事業者の従業員に限定するものと定められている。ところで、これらのシステムの管理状況について見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>① 都から公社に対して貸与している端末だけでなく、公社が購入した機器においてもシステムを使用している状況が確認され、公社が都の承諾を得ずシステム利用端末を増設している状況となっている。</p> <p>② システム使用の許可状況を確認したところ、公社は、システム使用者の新規及び削除登録済みの連絡を事後に行っているのみとなっており、局は、システム使用の許可を行っていない。</p>	<p>公社は、平成27年11月10日付けで局に対し公社導入端末へのシステム使用者の協議とシステム使用者の使用許可申請を行った。局からの指導を受け、今後は毎年度当初に同様の協議及び申請を行う。</p> <p>局は、公社からの協議及び申請を受け、内容を確認した上で、同日付けで承諾及び使用許可を行い、是正した。公社に対し、今後は、毎年度当初に同様の協議及び申請を行うよう指導した。</p>
85	環境局 (公益財団法人東京都環境公社)	小口現金運営要領に基づき小口現金の取扱いを適正に行うべきもの	<p>公社は、小口現金の管理に関して、財務規程に基づき、小口現金運営要領を定められている。</p> <p>ところで、公社所管の東京都環境科学研究所(以下「所」という。)の小口現金の取扱いについて見たところ、同要領では小口現金とは「確定した金融機関に預け入れ、口座開設等の手続を行わないまま所において現金として保管しており、適正でない。公社は、小口現金運営要領に基づき小口現金の取扱いを適正に行われない。</p>	<p>「小口現金運営要領」を遵守するため、東京都環境科学研究所など5部署において、事業所近傍の金融機関を選定し、平成28年1月中旬に、口座開設手続を完了した。また、各執行課における小口現金等保管要領を新たに制定し、平成28年2月1日に、同要領を施行。各執行課に預金通帳及びキャッシュカードを配布し運用を開始した。</p>